

# 伊勢原市第5次総合計画 後期基本計画策定方針

平成29年2月

伊 勢 原 市

## 1 趣旨

---

本市は、平成25年に第5次総合計画（計画期間：平成25年度～平成34年度）を策定し、基本構想に掲げる将来都市像「しあわせ創造都市いせはら」の実現に向け、「暮らし力」「安心力」「活力」「都市力」「自治力」からなる5つの力ごとに「まちづくり目標」を掲げ、前期基本計画に計上する施策及び事務事業を推進してきました。

この間、平成26年5月に民間研究機関「日本創成会議」が、いわゆる「消滅可能性都市」を公表し、人口減少、少子高齢社会の進展の実態と早急な対策の必要性が提示される中、国は、同年11月にまち・ひと・しごと創生法を制定し、全国の自治体に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を促すなど、地方創生の推進による人口減少と地域経済縮小の克服が、国と地方自治体における喫緊の課題となりました。

また、市域内においては、今後、新東名高速道路等の広域幹線道路の開通や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などにより、地域経済の活性化等が期待される一方で、熊本地震を始め全国各地で頻発する自然災害や、緩やかな回復基調が継続しているとされるものの先行きが不透明な経済見通し、さらには、人口減少社会や時代のニーズに応じた公共施設の更新問題への対応など、本市を取り巻く社会経済環境には変化が生じています。

本市においては市制施行50年を間近に控える中、前期基本計画が平成29年度で計画期間が満了することから、こうした社会経済環境の変化に適切に対応するとともに、これまでの施策の進捗を振り返ることで明らかとなった課題への対応を図るため、平成30年度以降の5年間で取り組むべき方向性を示した後期基本計画を策定します。

## 2 総合計画の構成と計画期間

---

### (1) 基本構想

総合的なまちづくりの指針となるもので、将来都市像及びまちづくりの目標を実現するための基本的な方向（基本政策）や分野別の施策目標（施策展開の方向）を示しています。

基本構想は、平成25年度から平成34年度までの10年間の計画として策定しています。

### (2) 基本計画

基本構想に設定した将来都市像の実現とまちづくり目標を達成するために取り組む具体的な施策を体系的に示します。

基本計画は、基本構想の計画期間である10年に合わせ、前期基本計画を平成25年度から平成29年度までの5年間、本方針に基づき策定する後期基本計画を平成30年度から平成34年度までの5年間の計画とします。

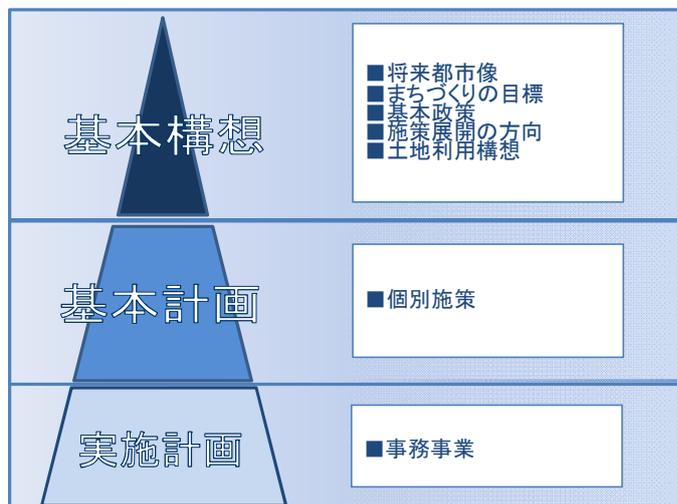
○後期基本計画の計画期間：平成30年度から平成34年度まで（5年間）

### (3) 実施計画

基本計画に位置付けられた施策ごとに、具体的な事業を示します。

実施計画は、基本計画の期間内で、3年及び2年ごとの計画として策定します。

#### <総合計画の構成>



#### <計画期間>

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
基本構想	計画期間10年									
基本計画	前期計画：計画期間5年					後期計画：計画期間5年				
実施計画	計画期間3年			計画期間2年		計画期間3年			計画期間2年	

## 3 計画策定の基本的な考え方

### (1) 基本構想に掲げる将来都市像の実現を目指した計画策定

後期基本計画の策定に当たっては、基本構想及び前期基本計画策定の際に捉えた、「社会環境変化からみたまちづくりの課題※」に対し引き続き適切に対応し、基本構想に掲げる将来都市像「しあわせ創造都市いせはら」を実現する上で、真に必要な施策の立案に努めるものとします。

※ 社会環境変化からみたまちづくりの課題

- ① 人口減少・少子高齢社会への対応
- ② 安全・安心意識の高まりへの対応
- ③ 経済規模縮小による活力低下への対応
- ④ 都市の持続性に配慮したまちづくりへの対応
- ⑤ 新しい自治の確立への対応
- ⑥ 本市を取り巻く広域的な課題への対応

## (2) 市民意識を反映した計画策定

後期基本計画の策定に当たっては、平成27年度に実施した、まちづくり市民意識調査の結果を踏まえるとともに、計画策定への多様な市民参加の機会の確保に努め、広範な市民意見や意識を反映した施策の立案に努めるものとします。

## (3) 社会経済環境の変化等に適切に対応する計画策定

後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画策定後の施策を取り巻く社会経済環境の変化や国県制度の動向及び新たな行政課題等を踏まえた施策の立案に努めるものとします。

## (4) PDCAマネジメントサイクルに基づく計画策定

後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画におけるPDCAマネジメントサイクルの一環として実施してきた施策評価等に基づく改善を、施策の立案へ反映するよう努めるとともに、成果指標を数値等により位置付け、適正な評価ができる施策立案に努めるものとします。

## (5) 効率的で実効性のある計画策定

後期基本計画の策定に当たっては、現下の財政状況を踏まえ、重要度の高い施策や緊急度の高い事業等を適正に選択しながら、効率的で実効性のある施策の立案に努めるものとします。

また、将来都市像の実現を先導する上で、時代潮流や本市を取り巻く環境変化への対応などの大局的な視点から特に重点的な推進を必要とし、かつ、施策横断的・相乗的な効果が期待される取組をリーディングプロジェクトとして整理し、後期基本計画の下に位置付けるものとします。

## 4 後期基本計画策定に向けて考えられる「まちづくりの課題」

---

第5次総合計画策定時に捉えた「社会環境変化からみたまちづくりの課題」を踏まえ、その後の社会環境の変化や、昨年度に実施したまちづくり市民意識調査の結果及び前期基本計画に計上する施策の評価結果等から、後期基本計画期間において対応が求められるまちづくりの課題を整理し、施策の見直しを進めます。

### (1) 「暮らし力」に関する主なまちづくりの課題

少子高齢化の進展により、現役世代の社会保障負担や、高齢者を中心とした医療・介護需要の増加など、市民の暮らしへの様々な影響が懸念されています。

このため、いわゆる団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)に達する2025年(平成37年)の到来を見据え、市民の健康づくり支援、スポーツの振興、生きがいくくりや介護予防の取組等を推進し、市民の健康寿命の延伸と、急増が懸念される社会保障関連経費の抑制を図る必要があります。

また、地域コミュニティの希薄化が指摘される中、増加が予想される、ひとり暮らしの高齢者を地域で支える仕組みづくりや、判断能力が不十分な高齢者や障害者の権利擁護の推進、支援を必要とする高齢者の増加に対応する地域包括ケアシステムの充実等を図る必要があります。

さらには、本市が、働き盛りの世代から居住の場として選択されるため、切れ目のない子育て支援体制の構築や仕事と子育ての両立支援など、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めるとともに、小中学校においては、社会のグローバル化やIT化、社会問題化している「いじめ」問題等に対応する、きめ細やかな学習・生活指導の充実や教育環境の整備等を推進することが必要となります。

なお、ひとり親世帯の増加等を背景に子どもの貧困が社会的な問題となっています。子どもたちが将来に希望を持って成長することができる環境を整えることも求められています。

### (2) 「安心力」に関する主なまちづくりの課題

東日本大震災や昨年が発生した熊本地震など、近年の大規模な災害の発生等を受け、市民の安全・安心な暮らしへのニーズは、一層高まっているものと推察されます。

このため、大規模な自然災害や、感染症など危機事態への対応として、地域防災力の強化や新たな被害想定に対応した公的備蓄の推進、災害に強い基盤の整備など、総合的で実行性のある防災対策と危機対応力の強化が求められています。

また、犯罪に対する不安への対応が求められています。特に、多発する高齢者に対する振り込め詐欺や、ひったくり、盗難などの街頭犯罪による被害を未然に防止するため、防犯意識の啓発や地域における防犯活動、そして、犯罪抑止のための環境整備が必要となります。

さらには、市内においても、今後のまちづくりに様々な影響を及ぼすと考えられる、空き家の増加が見込まれることから、総合的な空き家対策を進める必要があります。

また、近年、救急出動件数が増加傾向にあります。平成30年における新東名高速道路等の新たな広域幹線道路の開通を見据え、市域における消防・救急体制の整備も必要となります。

さらには、人口減少社会の進展等を背景に、女性の潜在的能力の発揮が求められています。男女が、社会の対等な構成員として様々な分野に参画できる環境を整えるとともに、仕事と生活の調和を図るための環境づくりを推進することが必要です。

また、2020年（平成32年）には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。こうした国際的な競技大会の開催を控え、国際交流の促進と多文化共生社会の推進も求められています。

### （3）「活力」に関する主なまちづくりの課題

人口減少社会の進展により、若年層を始め、今後の地域産業を支える人材の不足や生産性の低下が懸念されています。

また、市内の就業者や購買層の減少により、地域の経済規模が縮小していくことも懸念されています。

その一方で、新東名高速道路、国道246号バイパスの整備、インターチェンジの設置により、遠方からの観光客の増加や新たな企業立地などによる経済効果が期待されています。

このため、新たな産業用地の整備に伴う優良企業の誘致を推進するとともに、産業の高度化や既存企業の再投資、地域資源から新たな価値を生み出すための事業者間、産学官のネットワークの形成促進などによる既存産業の活性化、さらには、伊勢原駅北口周辺地区の市街地整備による商業・業務機能の充実や交流人口の増加促進など、地域経済の活性化を図る取組が求められています。

なお、平成28年度には、文化庁が創設した日本遺産に「大山詣り」が認定され、本市の歴史・文化資源に多くの注目が集まっています。地域経済の活性化を図るため、こうした地域資源の有効活用や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした国際観光地づくりの推進も必要となります。

本市の農業においては、従事者の高齢化や担い手不足、有害鳥獣による農作物被害などにより、耕作放棄地が増加傾向にあります。農地の効率的な利用の促進や農産物のブランド化、6次産業化などの取組のほか、都市近郊型の農業の利点も生かした取組を推進することにより、農業所得を向上させ、農業の活性化を図る必要があります。

また、市のイメージアップのための効果的な情報発信に取り組み、多くの交流が生まれる魅力あるまちにしていくことが必要となります。

さらには、まちに新たな活力を生み出すための起業・創業支援や、シニア世代や女性等の就労支援の推進も望まれます。

#### (4) 「都市力」に関する主なまちづくりの課題

人口減少・超高齢社会の到来や財政制約などにより、様々な分野において、これまでの制度や枠組みの見直しが迫られています。

都市においては、中心市街地の空洞化や地域の衰退などが進み、公共交通機関などの都市機能や、地域コミュニティの機能維持が困難になることが懸念されます。

このため、市民と協働した良好な景観形成など、地域の特性を生かしたまちづくりを推進し、地域の魅力向上を図るとともに、歩行空間や公共交通のバリアフリー対策、公共交通の利便性の向上、そして、移動が困難な高齢者等に対する交通施策を推進し、安全で快適な都市機能の維持、充実を図る必要があります。

また、都市機能の向上を図るための基盤施設整備が引き続き求められる一方で、昭和40年代から50年代に整備された公共施設や道路、公共下水道等のインフラの老朽化が進んでおり、その維持、更新費用の増大が懸念されています。

このため、広域幹線道路の整備促進や市域の道路ネットワークを形成する幹線道路等の都市基盤施設の整備推進とともに、公共施設の効率的な維持管理や長寿命化への対応、そして、施設の役割や機能の再整理等が必要になります。

さらには、地球規模の環境問題への対応が求められています。省資源化、省エネルギー化に配慮した社会の構築など、自然環境と調和するまちづくりが必要となります。

#### (5) 「自治力」に関する主なまちづくりの課題

高齢化の進展に伴い、社会保障関連経費は更なる増加が見込まれる一方で、公共サービスに対するニーズは多様化・高度化し、本市の財政は引き続き厳しい状況が続くことが予測されます。

このため、行財政改革の推進による財政構造の適正化や自主財源の確保に対する取組を進めるなど、行政運営の効率化・財政の健全化を図るとともに、IT技術を活用した行政サービスの拡大や近隣都市との広域連携を推進し、効率的で効果的な市民サービスの提供を維持、充実していくことが必要となります。

また、市民、地域、企業、団体などに地域の一員としての役割を担ってもらう一方で、行政は、新たなニーズへの対応や、市民協働及び地域の住民が地域の課題を自ら解決していく仕組みづくりを行うなど、市民、地域、企業、団体などと一体となり、「支え合い・つながり」を構築、強化していく取組が必要となります。

## 5 策定体制

---

### (1) 庁内体制

#### ア 総合計画策定委員会

伊勢原市総合計画策定委員会規程に基づき、副市長、教育長及び部長相当職で構成する総合計画策定委員会を設置し、計画案の立案、作成を進めます。

#### イ 幹事会

策定委員会の下に課長職で構成する幹事会を設置し、計画素案の立案、検討に取り組みます。

#### ウ 若手職員によるワークショップ

庁内若手職員によるワークショップ形式の会議を開催し、日常業務を通じた、まちづくりに関する課題等を聴取するとともに、若手職員の総合計画に対する意識の醸成を図ります。

### (2) 総合計画審議会

伊勢原市総合計画審議会設置規則に基づく市長の公的諮問機関として、学識経験者、市内の公共的団体等からの選出者及び公募市民等で組織する総合計画審議会を設置し、市が提案する総合計画の諮問に対して、専門的視点、市民の視点で審議し、市長へ答申します。

### (3) 市民参加

#### ア 市民意識調査

施策に対する市民のニーズと評価を把握し、今後の施策の方向性について検討を行うため、前期基本計画に計上する施策に対する市民の満足度、重要度について意識調査を行います。※平成27年度に実施

#### イ まちづくりワークショップ

一般公募市民や市内に通学する学生等が参加するワークショップ形式の会議を開催し、まちづくりに関する課題等についての意見を聴取します。

#### ウ 市内7地区市民会議

市内7地区で市民会議を開催し、計画案について各地区別に意見を伺います。各地区でいただいた意見は、計画の作成検討に役立てます。

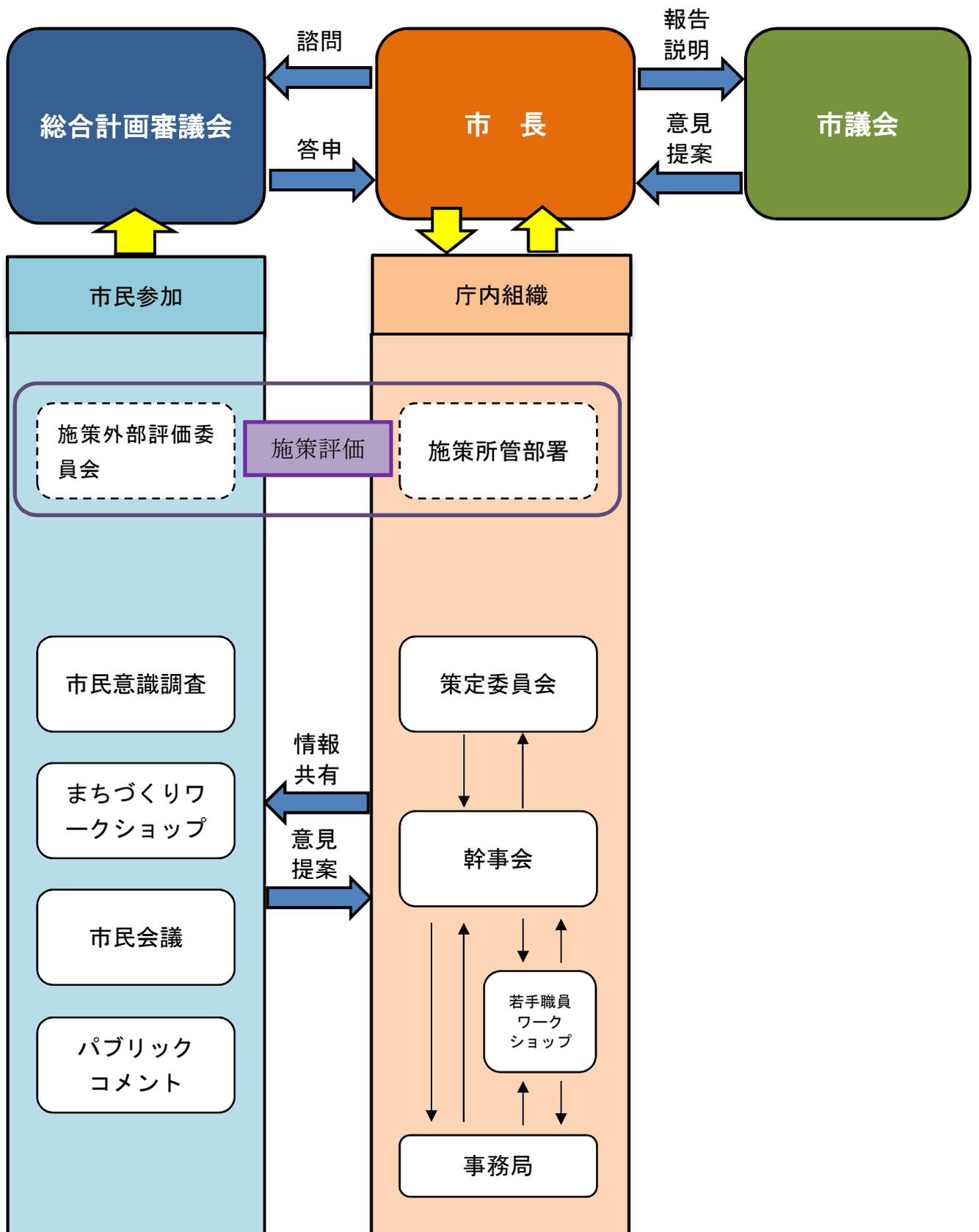
#### エ パブリックコメント

計画策定段階における、公正性や透明性の確保を図るため、後期基本計画案が作成された段階でパブリックコメントを実施します。

### (4) 市議会

市議会に対しては、随時、策定経過の報告と説明に努めるとともに、意見や提案を得ながら計画策定を進めるものとします。

<策定体制イメージ図>



## 6 策定スケジュール

後期基本計画は、平成30年3月議会における行政報告を目途として策定します。

### <スケジュール>

